

国民経済計算体系的整備部会（第2回）の結果概要

平成 29 年 4 月 20 日

国民経済計算体系的整備部会

- 第2回部会の審議項目は、1) 経済構造統計を軸とする産業関連統計の体系的整備、2) 生産物分類の整備構築、3) 国民経済計算と産業連関表の関連課題の対応。
- 事務局作成のたたき台を基に「次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方」を審議。1) 2) については統計改革推進会議におけるSUT等の議論の動向とも密接に関連することから現段階では大まかな共通認識を確認。3) については修文を要するものたたき台の内容を了とした。

1. 経済構造統計を軸とする産業関連統計の体系的整備、生産物分類の整備構築

(資料で示した「次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方」のたたき台)

1) 経済構造統計を軸とする産業関連統計の体系的整備

<基本的な考え方> (P)

年次SUTの改善、SNAの年次推計の精度向上や産業構造の変化をよりの確に把握する観点から、以下の取組みを推進。

〔喫緊に取り組むべき事項〕(※便宜上、「〇」を「丸数字」に変更)

- ① 平成 31 年から、見直し後の経済センサス - 基礎調査 (プロファイリング活動及びローリング調査)、工業統計調査、見直し後の商業統計調査 (年次調査) 及び統合整理後のサービス産業基本調査 (仮称) により、中間年における経済構造統計の作成・提供を実施する。(総務省、経済産業省)
- ② サービス産業動向調査のうち拡大調査で実施する年次集計部分と特定サービス産業実態調査について平成 31 年度から「サービス産業基本調査」(仮称。年次の基幹統計調査) として実施することに向け、SNAの精度向上を図る観点から、内閣府とも連携しつつ、平成 29 年度中に実施計画を策定する。また、その際に付加価値額等の構造面の把握についても検討を行う。(総務省、経済産業省、関係府省)
- ③ 建設工事施工統計調査などの上記 4 調査以外の業種別統計調査についても、調査対象及び共通調査事項等を整理した上で、早期に中間年における経済構造統計に対するデータ提供を開始する。(関係府省)
- ④ 中間年に実施する統計調査での把握が困難な業種は、可能な限り早期に行政記録情報の活用を目指す。(関係府省)

〔中期的に取り組むべき事項〕

- ⑤ 大規模企業の活動実態を全産業横断的に把握する統計の整備など、企業部門別での投入・産出等、企業活動を産業横断的に把握する統計の作成及び提供に向け平成 32 年度から検討に着手し、平成 33 年度までに結論を得る。(総務省、関係府省)

(※次頁に続く)

(※前頁からの続き)

- ⑥ 産業横断的に把握する企業系統計調査(企業活動基本調査、法人企業統計調査等)と業種別に把握する企業系統計調査(建設工事施工統計調査、情報通信業基本調査及びサービス産業基本調査(仮称)等)との役割分担、重複是正等に関する取組について検討する。(総務省、関係府省)
- ⑦ 産業分類、調査単位(企業・事業所の定義、KAU (Kind of Activity Unit)概念導入の可否)及び生産物分類の策定など、統計基準の見直しと統計調査における対応について検討を行う。(総務省、関係府省)
- ⑧ 現状の経済センサス-活動調査では十分に把握できていないものの、IO、SNA等の加工統計の精度向上に非常に有用となる、主業、副業を問わずアクティビティベースの事業活動を把握するための手段の検討を中心とする企業(事業所)活動のアクティビティベースの把握について検討する。(総務省、関係府省)
- ⑨ サービス産業基本調査(仮称)の実施に向けた取組の進捗状況を踏まえ、サービス産業動向調査の月次調査部分と、特定サービス産業動態調査との整理・統合に向け、SNAの精度向上を図る観点から、内閣府とも連携しつつ、可能な限り速やかに検討を開始し、平成34年度までに結論を得る。(総務省、経済産業省、関係府省)
- ⑩ 一次統計からSNA(四半期別GDP速報、年次推計)に提供するデータによる差異を最小とするための、事業所・企業を対象とした年次統計調査と月次・四半期統計調査との関係整理について検討する。(総務省、関係府省)

[その他、関連して取り組むべき事項]

- ⑪ 売上高等の消費税の扱いについては、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」に沿って、平成31年10月の消費税率変更及び軽減税率実施後に集計時期を迎える調査から順次検討に着手し、引き続き取組を推進。(関係府省)
- ⑫ 平成38年経済センサス-活動調査を見据えつつ、基本価格表示によるIOの作成にも資する観点から一次統計調査における税抜額記入導入の可否等の取扱いに関する方針について検討を行う。(関係府省)
- ⑬ 売上高、費用及び付加価値等の地域別集計において、事業所系調査で把握していない事項を、企業系調査等を用いて推計する手法について検討する。(総務省、関係府省)
- ⑭ 常用労働者のより客観的な内訳区分の改善に伴う平成27年労働者区分ガイドラインの改定を平成33年経済センサス-活動調査の企画時までに行う。(総務省、関係府省)
- ⑮ 統計委員会は、シェアリングエコノミー等多様化するサービス産業の計測など研究課題についてそのあり方等について審議する。(統計委員会)

【備考(留意点等)】

- 統計改革推進会議における検討状況を注視し、取組みの整合性を図ることが必要。

2) 生産物分類の整備構築

<基本的な考え方> (P)

- 総務省は、生産物分類の構築について、商品及びサービスの特性を踏まえて段階的に検討を進める。(継続課題)

【備考(留意点等)】

- 統計改革推進会議における検討状況を注視し、取組みの整合性を図ることが必要。

- ⇒ ■ 現段階での部会の共通認識としては、たたき台のとおりで概ね了。
- 但し、経済センサス-活動調査の中間年の経済構造統計の作成については、プロファイリング活動やローリング調査と、業種別調査の整合性等に留意が必要。シェアリングエコノミー等多様化するサービス産業の計測等については、研究だけでなく実施に向けた具体性を持たせることも必要。
 - 統計改革推進会議の検討状況によっては、取組の修正や実施時期の調整等も必要になるものと考えられることから、今後の推進会議における動向や本部会の議論も踏まえ、部会長と事務局とで修文案を提示し、必要に応じ後日改めて審議。

2. 国民経済計算と産業連関表の関連課題の対応

(資料で示した「次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方」のたたき台)

<基本的な考え方>

- ① 平成 27 年産業連関表において研究開発の固定資本としての計上など、国民経済計算との整合性を図るよう検討する。(平成 27 年産業連関表公表の 2019 年まで)
- ② 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを踏まえつつ、基本価格表示による産業連関表の作成について、次回表での実現を目指し検討する。さらに、国民経済計算においては、産業連関表の作成状況を踏まえ、国民経済計算の次回基準改定での実現に向けた所要の検討を併せて行う。(継続課題)(産業連関表作成府省庁・内閣府)

- ⇒ ■ たたき台のとおりで概ね了。
- 但し、基本価格表示の産業連関表作成については、大分類より詳細な分類での表示に向けた検討という方向で修文を考える。

(以上)

国民経済計算体系的整備部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	統計改革の基本方針の対応方針
経済構造統計を軸とする産業関連統計の体系的整備	<p>＜サービス統計全般（体系的整備）＞（総務省、経済産業省、関係統計作成府省）</p> <p>① サービス産業をほぼ網羅的に把握するものの費用を把握していない「サービス産業動向調査」と、特定のサービス産業において費用等を把握している「特定サービス産業実態調査」等の関連統計調査の発展的な統合に向けて、次のような観点を含め、検討を行う。 （2019年度からの統合に向け、2018年度までに結論を得る）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付加価値等の構造を把握するために営業費用や内訳等を把握 ・結果公表の早期化・安定化 <p>＜サービス統計全般（内容充実）＞（統計委員会）</p> <p>② 統計委員会において、シェアリングエコノミー等多様化するサービス産業の計測など研究課題について審議する。 （2016年から開始）</p> <p>＜企業統計全般＞（総務省、関係統計作成府省）</p> <p>③ 売上高等の集計における消費税込み・抜きを選択制を徹底する。（関係府省間の合意を踏まえ順次実施）</p>
	<p style="text-align: center;">現行基本計画の該当項目</p> <p>④ 経済センサス - 活動調査の中間年における、関連する大規模統計調査を含めた調査期日の在り方、総売上高の把握等についての枠組みについて検討する。（総務省・関係府省、平成27年度末までに結論を得る）</p> <p>⑤ 経済センサス - 活動調査及び関連する大規模統計調査の役割分担等についての新たな枠組みの構築に向けて検討し、結論を得る。（総務省・関係府省、平成30年度末までに結論を得る）</p> <p>⑥ 2015年農林業センサスのうち、法人形態の農林業経営体について、経済センサス - 活動調査からデータ移送を受けることにより、他産業からの農業への参入状況や農林業と農林業以外の事業の関係等を把握・分析するための統計作成に向けた研究を行う。（農林水産省、平成28年度から実施する）</p> <p>⑦ 売上高等の集計に関する消費税の取扱い（消費税込、消費税抜の補正）について、検討の場を設け、早期に結論を得る。（総務省・関係府省、平成28年経済センサス - 活動調査の企画時期までに結論を得る）</p> <p>⑧ サービス産業に係る統計の横断的整備として、関係府省の協力を得て、付加価値等の構造面を把握する統計の在り方について研</p>

	<p>究を進める。(総務省、平成26年度から実施する)</p> <p>⑨ 企業活動に関する各種統計調査で共通的に把握すべき項目を整理した上で、事業所母集団データベースを活用し、企業活動を産業横断的に把握する統計の作成及び提供について検討する。(総務省・関係府省、平成26年度から検討する)</p> <p>⑩ 労働者の区分等について、厚生労働省から提示された案及び同省が平成25年度末までにまとめる検証結果を基に、府省横断的な情報共有・検討の場において、検証・検討のポイントを整理し、関係府省の所管調査における実査可能性や影響等の検証を実施する。その結果を基に府省横断的な見直し内容の結論を得て、順次調査の見直しを行う。(総務省・関係府省、平成26年度から実施する)</p> <p>⑪ 法人番号については、その運用・管理の状況を踏まえ、事業所母集団データベースへの利用に向けた検討を行う。また、企業を対象とする統計調査における法人番号の利活用について検討し、情報共有を図る。(総務省・各府省、平成26年度から実施する)</p>
<p>これまでの統計委員会の意見</p>	
<p>各種研究会等での指摘</p>	<p><サービス産業統計研究会における検討状況></p> <p>○ 産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループにおける検討を踏まえ、経済産業省と連携してサービス産業動向調査と特定サービス産業実態調査等の発展的統合(基幹統計調査)について検討を開始。さらに、付加価値額等の構造面の把握に必要な事項を把握することについても検討を開始。</p> <p><産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループ></p> <p>[経済構造統計を軸とした新たな枠組み]</p> <p>○ 新たな枠組みにおける経済構造統計は、すべての産業分野における事業所・企業の活動からなる経済の構造並びにその変動を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とし、基準年と中間年の役割については以下のとおり整理。</p> <p>基準年・・・経済センサス - 活動調査において、全ての事業所・企業を対象に、同一時点で網羅的にその活動を把握し、その結果から、全国的及び地域別の経済構造を明らかにした統計を5年ごとに作成・提供。</p> <p>中間年・・・見直し後の経済センサス - 基礎調査において、母集団情報の整備という役割に加え、新たに基準年からの構造の変化を含む中間年の実態を把握する。また、中間年には、経済センサス - 基礎調査の結果に加え、事業所母集団DBに格納された各種統計調査の結果等も活用し、産業横断的な統計を中間年の各年毎に作成・提供。</p> <p>[サービス関連統計]</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス産業の全体像を把握する上で重要な付加価値等の構造面の把握等、第Ⅱ期基本計画で求められているサービス産業に係る統計の整備を推進するため、第一段階としてサービス産業をほぼ網羅的に把握するものの、費用は把握していない「サービス産業動向調査」のうち拡大調査で実施する年次集計部分（一般統計調査）と、特定の産業において費用等を把握している「特定サービス産業実態調査」（年次の基幹統計調査）を平成31年度から「サービス産業基本調査」（仮称、年次の基幹統計調査）として実施することに向け、SNAの精度向上を図る観点から、内閣府とも連携しつつ、平成29年度中に実施計画を策定する。 ○ 第二段階として「サービス産業動向調査」の月次調査部分と、「特定サービス産業動態統計調査」（月次の一般統計調査）との整理・統合に向け、SNAの精度向上を図る観点から、内閣府とも連携しつつ、可能な限り速やかに検討を開始し、平成34年度までに結論を得る。 <p>〔消費税の取扱い〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 税率変更及び軽減税率導入など、消費税を取り巻く情勢の変化を踏まえ、売上高等の税込補正方法に関する同ガイドラインの変更案を策定。 ○ 対象となる統計調査の所管府省においては、この改定ガイドラインを踏まえ、平成31年10月に予定する改定ガイドライン施行後に集計時期を迎える調査から順次検討に着手し、引き続き取組を推進。 ○ 基本価格表示によるIOの作成にも資する観点から、消費税額の把握における行政記録情報の活用を含め、一次統計調査における税抜額記入の導入の可否を検討することも必要。 <p>〔法人番号整理〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人番号については、事業所母集団DBとの機械的照合作業に加え、平成29年度以降に企画する統計調査から順次把握を開始し、行政記録情報との突合や結合集計も想定した事業所母集団DBの整備を推進。
<p>担当府省の取組状況の概要</p>	<p>① ⑧ 「サービス産業動向調査」（拡大調査）と「特定サービス産業実態調査」を発展的に統合し、平成31（2019）年度にサービス業の実態をより適切に把握するための新たな年次統計（基幹統計）を創設する方向で検討を進めることについて、総務省「第19回サービス産業統計研究会」（2016. 12. 2開催）において検討するとともに、第33回産業関連統計の体系的整備に関するワーキンググループ（2016. 12. 14開催）において有識者及び各府省から了承を得たところ。</p> <p>総務省、経済産業省において平成28（2016）年12月より、調査対象範囲、調査事項、調査単位、行政記録情報の活用等の具体的な課題について検討を開始した。</p> <p>今後は、平成29（2017）年度中に新調査の実施計画を策定、30（2018）年度に統計委員会へ諮問、31（2019）年度に新調査を実施する予定。また、月次調査については年次調査の統合後、できるだけ速やかな統合に向け検討を開始する。（総務省、経済産業省）</p> <p>② 平成28年度「サービス統計再構築に関する調査研究」を実施しており、その中で、シェアリングエコノミー等多様化するサービス産業の計測</p>

	<p>などについて研究。平成29年3月21日の第107回統計委員会でその内容を報告し審議。(統計委員会)</p> <p>③ ⑦ 平成27年5月に「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」を決定。また、平成29年3月までに同ガイドラインを改正し、消費税率の変更及び軽減税率導入に対応しつつ、消費税抜きの場合は、補正し、消費税込の売上高等に統一した集計結果を公表することとしている。(総務省・関係府省)</p> <p>売上高を把握する統計調査の企画立案時において、消費税込み・抜きを選択制の検討を行っており、一部の統計調査については既に消費税込み・抜きを選択欄を設置済み。(経済産業省)</p> <p>⑤ サービス産業分野においても平成31(2019)年度より付加価値等の構造把握が可能となる一方で、卸・小売業分野においても、GDP統計の精度向上に貢献すべく、31年度より経済センサス-活動調査実施年以外の4年間において商業統計調査を年次調査として実施する方向で検討を開始した。そのため、実施準備に万全を期すため前年(平成30年度)に予定している調査は中止する。(経済産業省)</p> <p>⑥ 法人形態の農林業経営体についての分析に向けて、平成28年経済センサス-活動調査結果が平成28年度内に利用できないことから、当面、前回(平成24年)経済センサス-活動調査結果を用いた取組を開始するため、調査票情報の利用申請手続き(33条申請)を行う予定であり、現在、集計事項及び集計に必要な項目について検討中。(農林水産省)</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)</p>	<p><基本的な考え方>(P)</p> <p>年次SUTの改善、SNAの年次推計の精度向上や産業構造の変化をよりの確に把握する観点から、以下の取組みを推進。</p> <p>[喫緊に取り組むべき事項] (①、④、⑤、⑥、⑧、⑩の関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成31年から、見直し後の経済センサス-基礎調査(プロファイリング活動及びローリング調査)、工業統計調査、見直し後の商業統計調査(年次調査)及び統合整理後のサービス産業基本調査(仮称)により、中間年における経済構造統計の作成・提供を実施する。(総務省、経済産業省) ○ サービス産業動向調査のうち拡大調査で実施する年次集計部分と特定サービス産業実態調査について平成31年度から「サービス産業基本調査」(仮称。年次の基幹統計調査)として実施することに向け、SNAの精度向上を図る観点から、内閣府とも連携しつつ、平成29年度中に実施計画を策定する。また、その際に付加価値額等の構造面の把握についても検討を行う。(総務省、経済産業省、関係府省) ○ 建設工事施工統計調査などの上記4調査以外の業種別統計調査についても、調査対象及び共通調査事項等を整理した上で、早期に中間年における経済構造統計に対するデータ提供を開始する。(関係府省) ○ 中間年に実施する統計調査での把握が困難な業種は、可能な限り早期に行政記録情報の活用を目指す。(関係府省) <p>[中期的に取り組むべき事項] (③、⑨、⑪の関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模企業の活動実態を全産業横断的に把握する統計の整備など、企業部門別での投入・産出等、企業活動を産業横断的に把握する統計の作

	<p>成及び提供に向け平成32年度から検討に着手し、平成33年度までに結論を得る。(総務省、関係府省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 産業横断的に把握する企業系統計調査(企業活動基本調査、法人企業統計調査等)と業種別に把握する企業系統計調査(建設工事施工統計調査、情報通信業基本調査及びサービス産業基本調査(仮称)等)との役割分担、重複是正等に関する取組について検討する。(総務省、関係府省) ○ 産業分類、調査単位(企業・事業所の定義、KAU(Kind of Activity Unit)概念導入の可否)及び生産物分類の策定など、統計基準の見直しと統計調査における対応について検討を行う。(総務省、関係府省) ○ 現状の経済センサス-活動調査では十分に把握できていないものの、I O、SNA等の加工統計の精度向上に非常に有用となる、主業、副業を問わずアクティビティベースの事業活動を把握するための手段の検討を中心とする企業(事業所)活動のアクティビティベースの把握について検討する。(総務省、関係府省) ○ サービス産業基本調査(仮称)の実施に向けた取組の進捗状況を踏まえ、サービス産業動向調査の月次調査部分と、特定サービス産業動態調査との整理・統合に向け、SNAの精度向上を図る観点から、内閣府とも連携しつつ、可能な限り速やかに検討を開始し、平成34年度までに結論を得る。(総務省、経済産業省、関係府省) ○ 一次統計からSNA(四半期別GDP速報、年次推計)に提供するデータによる差異を最小とするための、事業所・企業を対象とした年次統計調査と月次・四半期統計調査との関係整理について検討する。(総務省、関係府省) <p>[その他、関連して取り組むべき事項](②、⑦の関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 売上高等の消費税の扱いについては、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」に沿って、平成31年10月の消費税率変更及び軽減税率実施後に集計時期を迎える調査から順次検討に着手し、引き続き取組を推進。(関係府省) ○ 平成38年経済センサス-活動調査を見据えつつ、基本価格表示によるI Oの作成にも資する観点から一次統計調査における税抜額記入導入の可否等の取扱いに関する方針について検討を行う。(関係府省) ○ 売上高、費用及び付加価値等の地域別集計において、事業所系調査で把握していない事項を、企業系調査等を用いて推計する手法について検討する。(総務省、関係府省) ○ 常用労働者のより客観的な内訳区分の改善に伴う平成27年労働者区分ガイドラインの改定を平成33年経済センサス-活動調査の企画時までに行う。(総務省、関係府省) ○ 統計委員会は、シェアリングエコノミー等多様化するサービス産業の計測など研究課題についてそのあり方等について審議する。(統計委員会)
備考(留意点等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統計改革推進会議における検討状況を注視し、取組みの整合性を図ることが必要。

国民経済計算体系的整備部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	統計改革の基本方針の対応方針
生産物分類の整備構築	○ 新サービス捕捉の観点から生産物分類の構築について、商品及びサービスの特性を踏まえて段階的に検討を進める。(総務省) (2017年以降、段階的に検討を進める)
	現行基本計画の該当項目
	○ 生産物分類の構築について、商品及びサービスの特性を踏まえて段階的に検討を進める。(総務省、平成26年度から検討する)
これまでの統計委員会の意見	
各種研究会等での指摘	
担当府省の取組状況の概要	<p>○ 現在設定されていないサービス分野を中心に需要サイドの概念による生産物分類の構築について検討を行ってきた。具体的には、需要サイドの概念による生産物分類の先行事例である北米生産物分類（NAPCS）の検討状況や、米国経済センサス等の実査への適用状況について調査研究を実施したところ、生産物分類の構築に当たっては、①産業が産み出す生産物の的確な把握という観点から供給サイド概念による産業分類との対応付けが重要であること、②報告者負担軽減の観点から調査票に各種生産物のプレプリントの導入が有効であること、などの結論が得られたところである。当省としては、これら調査研究結果を踏まえつつ、需要サイド概念の検討を進めているところである。</p> <p>また、平成28年度からは、サービス業に属する国内の事業所を対象に生産物の売上高の把握可能な単位について調査研究を実施中であり、来年度以降も順次実施する予定である。(総務省)</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)	<p><基本的な考え方> (P)</p> <p>○ 総務省は、生産物分類の構築について、商品及びサービスの特性を踏まえて段階的に検討を進める。(継続課題)</p>
備考(留意点等)	○ 統計改革推進会議における検討状況を注視し、取組みの整合性を図ることが必要。

国民経済計算体系的整備部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	統計改革の基本方針の対応方針
国民経済計算と産業連関表の関連課題の対応	<p>① 自社開発ソフトウェアや研究開発の固定資本として計上するなど、産業連関表と国民経済計算の整合性の強化を図る。(産業連関表作成府省)(2019年度に予定されている平成27年産業連関表の公表までに検討)</p> <p>② 基本価格表示の産業連関表の作成について、平成27年表での実現を目指す。さらに、国民経済計算においては、産業連関表の作成状況を踏まえ、国民経済計算の次回基準改定での実現に向けた所要の検討を行う。(産業連関表作成府省、内閣府)(2020年度までに結論を得る)</p>
	<p style="text-align: center;">現行基本計画の該当項目</p> <p>① 国民経済計算と産業連関表の整合性を確保するため、産業連関表における自社開発ソフトウェア及び研究開発の固定資本としての計上など、国民経済計算との整合性及び国際的な動向への対応を検討する。(産業連関表作成府省庁、平成23年産業連関表の確報が公表される平成27年度から検討する)</p> <p>② 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを踏まえつつ、基本価格表示による産業連関表の作成について、次回表(現在作成途上にある平成23年表の次の表)での実現を目指す。さらに、国民経済計算においては、産業連関表の作成状況を踏まえ、国民経済計算の次々回基準改定での実現に向けた所要の検討を併せて行う。(産業連関表作成府省庁・内閣府、平成23年産業連関表の確報が公表される平成27年度から検討する)</p> <p>③ 経済センサス-活動調査の結果の活用により、産業連関表及び国民経済計算の生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する。(産業連関表作成府省庁・内閣府、産業連関表は平成27年度末までに実施し、国民経済計算は平成28年度末までに実施する)</p> <p>④ 上記1(1)に記載した基礎統計の整備に関する事項を含む、国民経済計算及び産業連関表と一次統計との連携強化について、協議、情報共有する場を設け、優先順位・時間軸を念頭にその推進に努める。(総務省・内閣府・産業連関表作成府省庁・一次統計作成府省、平成26年度から実施する)</p>
これまでの統計委員会の意見	
各種研究会等での指摘	
担当府省の取組状況の概要	<p>① 産業連関表と国民経済計算との間の整合性を確保すべく、経常的に開催している産業連関幹事会(内閣府を含む10府省庁)や学識経験者から構成される産業連関技術会議において、自社開発ソフトウェアや研究開発(R&D)への対応等、2008SNA関係等で想定される課題について、</p>

	<p>内閣府から情報提供を受けるなど検討を進めている。(産業連関表作成府省庁)</p> <p>② 基本価格表示による産業連関表については、「平成27年産業連関表作成基本方針」(平成28年3月18日産業連関部局長会議決定)において、「推計に必要な一次統計資料の新たな収集も含め、その試算等作成方法、精度等の検討を行う」と明記した。現在、経常的に開催している産業連関幹事会(10府省庁)や学識経験者から構成される産業連関技術会議において、推計に必要な一次統計資料の新たな収集も含め、その作成方法等の検討を行っており、平成27年についての計数の公表を目指す。(産業連関表作成府省庁)</p> <p>国民経済計算においては、平成27年産業連関表の作成状況を踏まえ、国民経済計算の次回基準改定での実現に向けた所要の検討を併せて行う。(内閣府)</p> <p>③ 平成23年産業連関表(平成27年6月確報公表)の多くの部門において、平成24年経済センサス-活動調査で得られた売上高データ及び費用構成のデータを利用した。(産業連関表作成府省庁)</p> <p>平成28年末に公表した国民経済計算の平成23年基準改定において、基準年(平成23年)について、平成24年経済センサス-活動調査を活用して作成された「平成23年産業連関表(確報)」の結果を反映した。(内閣府)</p> <p>④ 本課題を含めた関係府省間の連絡及び調整並びに検討を行うため、「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議」(以下「産業関連統計検討会議」という。)を平成26年4月23日に設置するとともに、同検討会議の下で実質的な議論を行う「産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループ」(以下「産業関連統計WG」という。)において、平成26年4月以降、協議・情報共有を行っている。</p> <p>平成28年度においては、経済センサス-活動調査及び関連する大規模統計調査の役割分担等についての新たな枠組みの構築に係る検討において、国民経済計算及び産業連関表と連携しつつ、議論・情報共有を行った。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)</p>	<p><基本的な考え方></p> <p>① 平成27年産業連関表において研究開発の固定資本としての計上など、国民経済計算との整合性を図るよう検討する。(平成27年産業連関表公表の2019年まで)</p> <p>② 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを踏まえつつ、基本価格表示による産業連関表の作成について、次回表での実現を目指し検討する。さらに、国民経済計算においては、産業連関表の作成状況を踏まえ、国民経済計算の次回基準改定での実現に向けた所要の検討を併せて行う。(継続課題)(産業連関表作成府省庁・内閣府)</p>
<p>備考(留意点等)</p>	

国民経済計算体系的整備部会の開催日程

第1回 平成29年3月10日(金) 16:00~18:00

(場所:総務省第2庁舎 6階 特別会議室)

(住所:東京都新宿区若松町19番1号)

(主な審議事項)

1-3 法人企業統計調査

1-4 建設総合統計

1-5 建築着工統計

1-6 建築物リフォーム・リニューアル統計の改善

1-8 訪日外国人消費動向調査

1-16 毎月勤労統計

第2回 平成29年3月29日(水) 15:00~17:00

(場所:中央合同庁舎第4号館 4階 共用第4特別会議室)

(住所:東京都千代田区霞が関3-1-1)

(主な審議事項)

○経済構造統計を軸とする産業関連統計の体系的整備

(1-9 サービス統計全般(体系的整備)、1-10 サービス統計全般(内容充実)、
1-12 企業統計全般を含む。)

○国民経済計算と産業連関表の関連課題

(1-17 産業連関表、1-18 産業連関表、国民経済計算を含む。)

1-11 生産物分類

前回部会の宿題

第3回 平成29年4月19日(水) 9:30~11:30

(場所:中央合同庁舎第4号館 4階 共用第4特別会議室)

(住所:東京都千代田区霞が関3-1-1)

(主な審議事項(予定))

Ⅱ. GDP統計の加工・推計手法等の改善

1-1 家計調査

1-2 家計消費状況調査

1-7 国際収支統計

1-13 消費者物価指数

1-14 企業向けサービス価格指数

1-15 既存統計で捕捉できていない価格の把握

前回部会までの宿題

<以降の日程は未定>

- 注1 上記の番号付の審議事項は、「統計改革の基本方針」別紙の事項
- 2 統計改革推進会議から追加があった場合は、その時点で審議事項追加
- 3 審議の状況を踏まえて予備日を追加する可能性
- 4 効率的な審議に資するためTFによる議論の可能性